

平成 21 年 9 月 17 日

沼津市長 栗原 裕康 様

沼津市情報公開審査会
会長 三橋 良士明

沼津市情報公開条例第 13 条の規定に基づく平成 21 年 3 月 2 日付け沼都ま第 32 号による下記の諮問について、以下のとおり答申します。

記

「まちづくり会社の平成 20 年度の中間決算の財務諸表」の不開示決定処分に対する不服申立てについて [平成 20 年度諮問第 2 号]

1 審査会の結論

沼津市長が行なった本件不服申立てにかかる「まちづくり会社（正式名称は沼津まちづくり株式会社）の平成 20 年度の中間決算の財務諸表」を不開示とした決定は妥当である。

（なお、後述のとおり、付言がある。）

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人（以下「申立人」という。）は、平成 20 年 12 月 9 日、沼津市情報公開条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、実施機関である沼津市長（以下「実施機関」という。）に対し、「まちづくり会社の平成 20 年度の中間決算の財務諸表」の開示請求をした。
- (2) これに対し、実施機関は、平成 20 年 12 月 24 日、請求にかかる公文書は不存在（まちづくり会社から取得していないため）との理由で、不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 申立人は、平成 21 年 2 月 16 日、本件処分の取消し及び開示を求めて不服申立てを行ない、本件は、同年 3 月 2 日付で沼津市長より条例第 13 条の規定に基づき当審査会に諮問されることになった。
- (4) 当審査会の審査の経過については、「6 審査会の処理経過」に記載のとおりである。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立書、意見書及び口頭意見陳述を要約すると、申立人の主張要旨は次のとおりである。

- (1) 実施機関は、まちづくり会社から中間決算の財務諸表を受領しているはずであるから、即時開示すべきである。同会社は資本金 23 億円の規模の第三セクターであり、市は同会社の株式の 56.24%を保有している最大株主で、副市長が代表取締役であるから、上場、非上場とは無関係に毎月、四半期、中間期の決算を把握することは市として必要であり、中間決算を行っていないはずはないからである。また、同会社の決算事務処理は煩雑とは言えず、事務の煩雑を中間決算しない理由とすることはできない。
- (2) 実施機関は、まちづくり会社から中間決算の財務諸表を受領していないのであれば、至急、同会社に請求したうえで開示すべきである。同会社に市が保有する株式は、市民の税金が原資であり、市民からの要求があれば、市長は、至急、これを取得して市民に公開する義務があるからである。
- (3) また、まちづくり会社が中間決算を実施していなければ、その旨を公表し、ずさんな経営について同会社役員に謝罪させ、市長自身も市民に謝罪すべきである。

4 実施機関の主張要旨

本件処分の決定通知書、不開示理由説明書及び当審査会による意見聴取を要約すると、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求にかかる公文書は、まちづくり会社の平成 20 年 4 月から 9 月までの会社法で規定する計算書類である貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表である（以下「本件文書」という。）。
- (2) 実施機関は、本件文書をまちづくり会社から取得していない。同会社は、上場会社等ではないことから、中間決算を行う法的義務がなく、事務作業も煩雑なため、会社設立以来、本件開示請求の当時まで中間決算を行っておらず、同決算書を作成していなかったものである。
- (3) ちなみに、まちづくり会社は、平成 15 年 4 月に資本金 23 億円で設立され、再開発ビルの駐車場、商業施設の管理運営とビル管理を主たる業務としている。同会社の社員は 4 名で、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなっており、市は、同会社の株式の 56.24%を保有している。同会社は、平成 20 年 3 月から本格的な業務がスタートしているが、平成 19 年度は、初期投資のため約 3,800 万円の純損失となっている。

市は同会社の経営の自主性を尊重し、必要以上の介入を避けることから特別な報告は求めているが、会社業務の運営状況や会社経営にかかる重

要な事項が発生したときは、同会社から市に速やかに報告することになっている。

なお、同会社は、会社法の規定に基づき年1回の決算を官報で公表し、また地方自治法の規定(同法243条の3第2項、同221条3項)に基づき、市は、毎年、同会社から事業年度の決算について報告を受け、会社の経営状況を説明する書類(事業報告、貸借対照表、損益計算書、監査報告等)を作成し、市議会に提出している。これらの書類は市民資料室や図書館で公開している。

- (4) 以上のとおりであり、実施機関はまちづくり会社から本件文書を取得していないことから、本件文書は不存在であり、不開示が相当である。

5 審査会の判断

- (1) 本件不服申立ての争点は、実施機関が、本件文書、すなわち開示請求のあった「まちづくり会社の平成20年度の間接決算の財務諸表」を取得・保有していたか否かである。

実施機関は、本件文書を同会社から取得していないと主張する。すなわち、同会社においては、中間決算を行う法的義務がなく、事務作業も煩雑なため、会社設立以来、本件開示請求の当時まで中間決算を行なっておらず、同決算書を作成していなかったことから、実施機関は本件文書を取得していなかったものである、というのである。

- (2) そこで、当審査会は、本件文書が本件開示請求の当時、まちづくり会社によって作成されていた事実があったかどうかについて、調査することとした。

当審査会による意見聴取・調査において、実施機関及びまちづくり会社からは、次のとおりの説明があった。

①まちづくり会社は、平成15年の設立以来本件開示請求の当時まで、定款にもとづき期末決算のみを行っており、中間決算は行っていなかった。その主な理由は、中間決算を行う法的義務がなかったこと、社員4名で本来業務等に追われていたことなどである。

②平成20年12月、本件開示請求にかかり、市からまちづくり会社に対して中間決算に関する照会があり、それをひとつの契機として、同会社は、既に購入済みの会計ソフト(平成20年4月15日購入)を使用して、平成20年4月に遡って伝票を打ち直し、平成20年度の間接決算の貸借対照表及び損益計算書を、平成21年2月頃に作成した。

③作成した中間決算書は、平成21年2月13日に会計士に消費税、減価償却などを確認してもらったが、監査役の確認、取締役会での承認を受け

ていないこと等から、正式のものとは言えない。正式のものではないので、市には提出していない。

- (3) 当審査会は、まちづくり会社に対して、平成 21 年 2 月に作成したとする平成 20 年度中間決算の財務諸表の提示を求めたところ、平成 21 年 7 月 30 日、同会社より、「貸借対照表（平成 20 年 9 月 30 日現在）」、「損益計算書（自平成 20 年 4 月 1 日、至平成 20 年 9 月 30 日）」及び「売上げ原価報告（自平成 20 年 4 月 1 日、至平成 20 年 9 月 30 日）」が、当審査会に提示された。

それらの財務諸表は、本件の争点である本件文書、すなわち開示請求のあった「まちづくり会社の平成 20 年度の中間決算の財務諸表」に相当するものであるが、本件にかかる問題の焦点は、当該財務諸表の本件開示請求当時における存否、すなわち作成時期である。

当審査会は、当該財務諸表の作成時期を特定する物的資料の調査・取得に努めたが、当審査会の調査権限には限界があり、実施機関及びまちづくり会社の主張する作成時期（平成 21 年 2 月）を覆すに足る事実を発見することはできなかった。

それゆえ、当審査会は、実施機関及びまちづくり会社による説明・提示資料等からして、当該財務諸表は本件開示請求にかかる市からの照会を契機に本件処分後に作成されたものと判断せざるを得ない。したがって、本件文書は、本件開示請求当時、同会社においていまだ作成されていなかったものであることから、当然に、実施機関において取得・保有するものではなく、不存在を理由とする本件処分は妥当であると、当審査会は判断する。

- (4) 申立人は、さらに「実施機関が、まちづくり会社から中間決算の財務諸表を受領していないのであれば、至急同会社に請求したうえで開示すべきである。市長は、至急これを取得して市民に公開する義務がある。」と主張する。また、「同会社が中間決算を実施していなければ、その旨を公表し、ずさんな経営について同会社役員に謝罪させ、市長自身も市民に謝罪すべきである。」と主張する。

ところで、当審査会は、本条例の規定に基づく処分等について不服申立てがあった場合、当該不服申立てについて審査を行う諮問機関であり（条例第 13 条、第 14 条等参照）、本件不服申立てにおいては、本件処分の適否についての判断が求められているのである。すなわち、開示請求のあった「まちづくり会社の平成 20 年度の中間決算の財務諸表」につき、不存在を理由とする不開示決定処分の適否についての判断が当審査会に求められているのであり、この点についての審査会の判断は、先に示したとおりであ

る。

換言するならば、本件につき、当審査会に問われていることは、実施機関が本件文書を保有していたか否かについての判断であり、本件文書を取得・保有していなかったことの適否や同会社に対する市のあり方等の問題は、当審査会に求められている判断の範囲をこえるものである。

それゆえ、先の申立人の主張は、第三セクターである同会社と市との関係やそのあり方にかかる重要な意見であるが、当審査会は、その点につき判断を示すべき立場にないものとする。

(5) 付言

申立人は、本件不服申立てにおいて、本件処分の取消し及び開示を求めているところであるが、その点に関し次のとおり付言する。

①まちづくり会社より当審査会に提示された、まちづくり会社の平成 20 年度の間接決算の財務諸表（以下「当該財務諸表」という。）は、申立人の開示請求対象文書に相当するものであるが、当該財務諸表は、当審査会が条例第 15 条 2 項の規定に基づき、まちづくり会社に提示を求めたものであることから、「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない」（条例第 15 条 2 項参照）ものである。

②本答申時において、当該財務諸表を保有するものは、まちづくり会社であり、実施機関はなお保有するに至っていないと推察されるが、審査会としては、申立人が当該財務諸表の開示・提供を求めるならば、その請求手続等につき適切な助言ないし情報提供をするよう、実施機関に要望する。

条例第 20 条は、出資法人の情報公開につき、「この条例の趣旨を踏まえ、その情報の公開に努めるものとする。」と規定するにとどまり、具体的な請求手続等につき規定するところではないが、本件の場合、指定管理者の情報公開についての規定である条例第 20 条の 2 第 3 項の規定を準用することも、ひとつの方策である。

(6) 結論

以上のことから、本件文書について不存在を理由に不開示とした決定は妥当と判断し、「1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

平成 21 年 3 月 2 日	諮問審査書の受理
平成 21 年 3 月 16 日	実施機関からの理由説明書の受理
平成 21 年 4 月 3 日	不服申立人からの意見書の受理
平成 21 年 4 月 21 日	諮問の審査（第 1 回審査）

平成 21 年 5 月 26 日 諮問の審査（第 2 回審査）
平成 21 年 6 月 17 日 不服申立人による口頭意見陳述及び
実施機関の意見聴取（第 3 回審査）
平成 21 年 7 月 23 日 諮問の審査（第 4 回審査）
平成 21 年 9 月 17 日 答申の確定

沼津市情報公開審査会 三 橋 良士明（会長）
坂 部 利 夫（会長職務代理者）
鈴 木 春 実（委員）
秋 山 武 弘（委員）
野 方 千賀子（委員）